

令和6年度森林整備保全事業の費用対効果分析手法検討調査事業仕様書

1 件名

令和6年度森林整備保全事業の費用対効果分析手法検討調査事業

2 事業目的

林野公共事業を実施する個別地区については、農林水産省政策評価基本計画等に基づき、必要性、効率性、有効性の観点から事業評価を実施している。

効率性の観点から行う評価は、森林が有する多面的機能それぞれについて、事業実施による効果（便益）を貨幣価値に置き換えて、事業費と比較する「費用対効果分析」の手法により実施しているが、森林整備保全事業により得られる効果には、貨幣価値に換算することが困難な効果もあり、精度向上が課題とされている。

また、現在の評価手法は、外部有識者の意見を踏まえながら策定し、必要の都度、改善に努めてきたところである。

このようなことから、事業効果をより具体的に示すとともに、透明性及び客観性を確保し、事業の適切な実施を図るため、費用対効果分析の手法の改善等について、引き続き外部有識者の知見等を踏まえて検討を行うこととする。

3 事業内容

(1) 評価マニュアルの費用算定、便益項目の在り方の検討

事業効果の把握方法、便益設定の在り方等について整理し、より精緻な費用便益分析となるようその手法等について次の①～④の検討を行い、その結果に基づき必要な見直しを行う。

① 費用対効果分析の在り方の検討

林野公共事業の費用対効果分析について、国土交通省等関係省庁のマニュアルや検討経過等について整理し、林野公共事業の費用対効果分析への適用の可能性を検討する。

② 景観保全に関する便益の検討

令和5年度に実施した、森林整備事業における景観保全便益検討調査の結果を踏まえ、全国7地域程度で本調査を実施し、効果算定手法の検討を行い、算定マニュアル（案）を作成する。

③ 災害等軽減便益（災害時迂回路等確保便益）の検討

令和5年度の調査結果を踏まえ、森林整備事業の路網整備にかかる災害等軽減便益（災害時迂回路等確保便益）について、他省庁等における算定手法や文献等を参考に、効果算定手法の検討を行い、算定マニュアル（案）を作成する。

④ その他

新たに必要と考えられる便益及び既存便益の適正化、林野庁事業評価技術検討会での指摘事項等について検討を行う。

(2) 検討委員会の開催

7名程度の学識経験者等により構成された検討委員会を設け、上記(1)について意見を聴取する。

検討委員会の開催回数は3回以上とし、その都度、議事録を作成する。

なお、開催場所は、東京都23区内とし、学識経験者等が参集しやすい場所で開催する。

(3) 林野公共事業の費用便益分析プログラム（以下「分析プログラム」という。）の改訂及び研修等の実施

① 森林整備保全事業で使用している分析プログラムについて、上記(1)～(2)の業務も踏まえ、分析プログラム及び操作マニュアルの改訂版を作成する。

② 都道府県担当者等を対象とした、分析プログラムの使用方法の研修（分析プログラムの操作方法の説明）を実施する。

4 調査履行期限

委託契約締結日～令和7年3月7日（金）

5 成果物

(1) 納入物品

① 調査報告書 冊子15部、電磁記録媒体（CD-R）2部

② 新プログラム及び操作マニュアル 電磁記録媒体（CD-R）2部

電子媒体は、提出前に最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルバージョン、チェック年月日）を記載したラベルを添付して提出すること。

(2) 納入場所

林野庁森林整備部計画課施工企画調整室設計基準班
（農林水産省別館7階 ドアNo.別712）

6 打合せ

受注者は、業務の実施にあたって、発注者と十分協議の上で実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

(1) 業務着手段階

(2) 業務中間報告（3回）

(3) 報告書とりまとめ段階

7 前年度以前の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、過去の調査報告書（写）及び現行の分析プログラム（CD-R）を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書及び提案書等の提出期限までとする。

8 その他

- (1) 受託者は、事業の進行状況等を毎月1回以上（月末まで）報告するほか、林野庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (6) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (7) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。